

(参考) 今後の石綿健康被害救済制度の在り方に関するこれまでの主な意見※

※石綿健康被害救済小委員会第1回(平成21年11月)～第6回(平成22年4月)における委員等による意見、
「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」に対するパブリックコメント意見など

1. 制度設計、費用負担の在り方について

- ・ 労災制度と救済制度では、財源、救済の要件、目的が異なっており、どうやって「すき間なく」という形で制度設計していくかは難しい問題。「すき間なく」ということの意味も含めて議論が必要。
- ・ 立法時の趣旨を見直す場合、状況が変わったのか分析やエビデンスが必要であるし、枠組みを変えらるとなると財源が限られていることも考えながら議論することが必要。
- ・ 今後どういう救済の広げ方をし、どういう制度設計をするのか議論が必要。
- ・ 救済の拡大を考える場合、その場合の負担(金額、負担者)の見通しを考えて議論する必要がある。
- ・ 5年を経て制度当初の認定者数等の推計を見直すべき点があれば見直すべき。
- ・ 事業者負担については、二段階から三段階にするなど、細かく分けた方がよいのではないか。事業者負担をもう少し増やし、今後、同様の被害が起こることがないように教訓を社会に示す事も重要。
- ・ 石綿は国が強く推奨して使用されていたという特徴があることから、こういった形で関係者が負担をすることが適性かつ公正な制度か検討することが重要。

2. 救済の対象、給付の在り方について

- ・ 『救済給付の対象となる指定疾病の範囲に関しては、「法律の文言上は重篤な疾病に限定していないと考えられるので、重篤な病態にとらわれるべきではないのではないか」、「労災制度では、石綿肺を含むじん肺について、一定の合併症が認められれば(著しい呼吸機能障害がなくとも)業務上の疾病として取り扱っているため、これと同様の取扱いをすべき」といった強い意見があった。これらの意見は、法制度の枠組みの見直しに関わるものであることから、「今後の石綿健康被害救済制度の在り方」を議論する中で引き続き検討を行い、追って答申することとする。』(平成22年中央環境審議会(一次答申))
- ・ 労災と同様に、石綿肺に一定の合併症が認められれば救済の対象とすべき。
- ・ 良性石綿胸水も救済の対象とすべきである。
- ・ 病態や症状に応じた給付体系、石綿肺の合併症の罹患者に対する救済等、検討が必要である。

3. 健康管理の在り方について

- ・ 肺がんや中皮腫などの早期発見にもつなげるため、胸膜プラークを持っていて(労働安全衛生法上の)石綿健康管理手帳の対象にならない方の健康管理については議論して欲しい。

4. 指定疾病の医学的判定について

- 肺がんの認定に当たっては、労災と同様にばく露情報を積極的に活用すべき。
- 良性石綿胸水については診断基準が確定していないが、どこかの時点で多数例を見て、日本の基準を改めて作るという作業をしなければならない。

5. その他

- 現行の石綿関連諸法規が、今後の石綿による問題を防止するために網羅的に仕組みをつくり上げているのか疑問である。石綿健康被害救済小委員会の権限の範囲を超えるかもしれないが、幅広く意見をいただきたい。